

事務連絡
平成19年4月20日

各地方運輸局自動車技術安全部整備（整備・保安）課長 殿
沖縄総合事務局運輸部車両安全課長 殿

自動車交通局技術安全部整備課
点検整備推進対策官

事業班長

自動車点検基準等の改正に伴う増し締め取扱いについて

3月14日、自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）の一部改正を公布し、4月1日から施行されました。これに合わせ、定期点検の実施方法等を自動車使用者又は運転者が容易に理解することができるように作成している自動車の点検及び整備に関する手引（平成12年運輸省告示第162号。以下「手引」という。）を全面改正しました。

今回の改正では、大型車の車輪脱落事故が依然として発生していることから、この再発防止を目的として、自動車点検基準において大型車の12月点検項目に「ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷」を追加し、手引においてディスク・ホイールを外して点検すること及びディスク・ホイール取付後50～100km走行後にホイール・ナットの増し締めをすること（以下「増し締め」という。）等を規定しました。

自動車使用者が整備事業者に依頼して12か月点検を実施する場合、この増し締めを必ず当該整備事業者で実施することとした場合には、多々問題点が生ずると考えられます。他方、増し締めについては、確実な実施が確保されるのであれば、自動車使用者が自ら実施し又は他の整備事業者等に依頼して実施しても差し支えないと考えられます。

このため、12か月点検の増し締めについては、下記により取り扱うこととしたので了解願います。

なお、（社）日本自動車整備振興会連合会には、別添のとおり通知しましたので念のため申し添えます。

記

1. 増し締めは、12か月点検の一部として自動車使用者の責任において実施

しなければならないものであるが、増し締め自体は、下記2に則り対応することを前提に、道路運送車両法第94条の5第1項の点検に関しては、指定自動車整備事業者が必ず実施しなければならない作業の内容には含めないものとして扱う。また、認証事業者が行う12か月点検においても同様に、検査場への持込み前の点検において、必ず実施しなければならない作業とはしないものとして扱う。

2. 増し締めに係る点検整備記録簿の記載について

- ① 12か月点検を行った整備事業者が、自らのなじみが出るまで走行（50～100km走行）し、増し締めも実施した場合
「ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷」の項目にチェック記号を記載し、アドバイス欄等に「増し締め実施済み。」を記載すること。
- ② 12か月点検において、整備事業者がディスク・ホイールの取り付けまでを実施した場合
「ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷」の項目にチェック記号を記載し、アドバイス欄等に「増し締めをしてください。」を附記することにより増し締めは実施していないこと及び増し締めが必要である旨を明確にすること。また、自動車使用者等に対して増し締めの励行について周知するように努めること。
- ③ ②の場合の後、整備事業者又は自動車使用者自らが増し締めだけを実施した場合
道路運送車両法第49条第1項の規定に基づき点検整備記録簿（新規のものでも、②で記載済みのものでも可。）に記載することとし、アドバイス欄等に「増し締め実施済み。」を記載すること。（なお、車両に備え付けのメンテナンスノートに付随した「メンテナンスレコード」に記載することでも良いこととする。）

3. 点検又は整備の料金の設定・請求にあたっては、増し締めに関し、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第62条の2の2第1項第3号の規定を遵守すること。